

意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	IV 1 IV 4 IV 5	<p>1 適性評価によって信用情報など機微な個人情報がなかば強制的に取得される場所、公務員及び公務員を目指す者に対し、適性評価の制度についてあらかじめ周知する旨の内容を運用基準に盛り込まなくて良いのか。</p> <p>2 公務員は適性評価の制度を理解しているのか。</p>	<p>1 適性評価の実施に当たっては、評価対象者本人に対し、あらかじめ「公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。」と明記した告知書を交付し、当該評価対象者の同意を得た上で実施しておりますので、「個人情報をなかば強制的に取得される」との御指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>その上で、公務員及び公務員を目指す者への周知についてですが、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）において、適性評価に関する条項として、同法第12条第4項で「公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」ことが明示されています。</p> <p>また、内閣官房のホームページにおきましても、特定秘密保護法や特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「施行令」といいます。）、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」といいます。）、あるいは、それらの概要を分かりやすくまとめた資料等を掲載しております。このほか、特定秘密保護法等に基づく適性評価の存在については、これまでも様々な機会に各種メディアで報道されてきたところです。</p> <p>したがいまして、公務員及び公務員を目指す方が、将来特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合には適性評価を受けることは認知し得るものと考えております。</p> <p>2 また、公務員には、上述のことに加え、様々な教育・研修の機会を通じて特定秘密保護制度の周知が図られているほか、運用基準V 6(4)において、「行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、…（中略）…特定秘密秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする」と規定しておりますので、各行政機関において、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する研修が適切に実施されているものと承知しております。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	IV 1 (3)	<p>1 適性評価実施責任者（適性評価実施担当者）の独立性や基準なども定めるべきではないのか。</p> <p>2 適性評価実施責任者（適性評価実施担当者）にも評価を行うべきではないのか。</p> <p>3 適性評価の結果が人事配置に不当に使用されるのではないのか。</p>	<p>1 適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者については、運用基準IV 2 (3)において、「行政機関の長並びに適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者以外の者は、適性評価実施責任者の上司その他の当該行政機関の長が指名する者を除き、適性評価に関する事務に関与することができない」と規定されており、適性評価に従事する職員については、当該行政機関において一定の独立性を有する立場から、特定秘密保護法、同施行令及び運用基準に従って適性評価に関する調査、評価を行っております。</p> <p>2 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者などに実施されるものであり、適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者が対象となるものではありません。このほか、適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者に対する評価については、特定秘密保護法上特段の規定はありませんが、職務として適性評価に関する業務に従事する以上、他の業務に従事する職員と同様、上司等による人事評価が適切に行われており、そうした評価を踏まえ、適性を有する職員が適性評価実施責任者・担当者に選任されているものと考えています。</p> <p>3 運用基準IV 1 (3)において、「適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実施を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」とされていることから、適性評価の結果が人事配置に不当に利用等されることは禁じられています。</p> <p>その上で、運用基準IV 8では、適性評価に関する苦情の申出を受け付けることについても規定しておりますので、適性評価の実施に当たっては、各行政機関において適切な運用が確保されているものと考えています。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	IV 5 (4)	<p>これまで必要があるときのみ行ってきた公務所又は公私の団体に対する照会を実質的に全員に行うことについての懸念。</p> <p>(実施担当者の負担、評価対象者の負担及びそれにより不同意が増えるおそれ、機微な個人情報の悪用や人事等に不当に共有・利用されるおそれ)</p>	<p>1 今回の改正では、適性評価の実効性を確保する観点から、全ての評価対象者について、正確かつ必要十分な情報に基づき評価が行われるよう、公務所又は公私の団体への必要な照会を漏れなく行うこととするものです。</p> <p>なお、今回の改正では、行政機関以外への照会について、相手方の負担に十分配慮し、効率的な方法により行うよう努める旨規定いたしました（運用基準IV 5 (4)イ）。</p> <p>2 また、御指摘いただきました評価対象者が適性評価を受けることによる負担及びそれにより不同意が増えることへの懸念についてですが、適性評価の実施に当たっては、評価対象者に対し、適性評価の実施目的や調査事項についてあらかじめ告知し、同意を得た上で行うこととしています（特定秘密保護法第12条）。</p> <p>その上で、評価対象者が適性評価を受けることについて同意するか否かは評価対象者の自由意思に委ねられておりますので、これを強制することはありません。</p> <p>3 適性評価の実施に当たって取得した個人情報等につきましては、運用基準IV10(4)におきまして、それが懲戒処分の対象となるような疑いが生じた場合を除き、これらを特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない旨規定しており、調査に当たって取得した個人情報をそうした目的以外に利用等することは禁じられています。</p> <p>4 いずれにいたしましても、特定秘密保護法の運用に当たっては、同法第22条第1項にも規定されておりますとおり、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがないよう適切に運用してまいります。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	IV 5 (5)	<p>評価対象者に対する面接について、通信の方法を限定する必要はなく、電話（通話）での質問等で足りるのではないかと。</p> <p>（理由：端末等が必要になることによるコスト増、評価の結果等が明らかになるおそれ）</p>	<p>1 評価対象者に対する面接につきましては、適性評価実施担当者が、評価対象者本人と対面による面接を行うことを原則としつつ、評価対象者の勤務地が遠隔地にあるなどの事情があるときは、評価対象者の負担軽減のため、通信の方法（映像及び音声により相手の状態を相互に認識しながら行うものに限る。）により実施して差し支えない旨規定させていただいております。</p> <p>その上で、「映像及び音声により相手の状態を相互に認識しながら行うものに限る。」と規定させていただいたのは、そもそも、適性評価実施担当者が面接を行う目的が、評価対象者とのやり取りを通じて、事前に評価対象者から提出された質問票の記載内容について事実確認を行うことにあるところ、その際、映像を通じてお互いの顔を見ながらコミュニケーションをとることによって、適性評価実施担当者が、評価対象者の反応やその言動に応じて臨機に質問のアプローチを変えたり、両者の間でのやり取りにそごが生じないようにしたりしながら必要な事項を確認していくためです。</p> <p>また、適性評価実施担当者が、画面越しに評価対象者の提示する身分証明書によって相手方が評価対象者本人であることを確認する必要がある一方、評価対象者の側においても、適性評価実施担当者が提示する「適性評価実施担当者証」によって、これから面接を行おうとする者が行政機関の職員（適性評価実施担当者）であることを確認することができ、自身の個人情報に関する質問であっても安心して回答できるというメリットがございます。</p> <p>以上のことから、通信の方法による面接を行う場合には、上述の条件を規定させていただいたことを御理解いただければと存じます。</p> <p>2 他方、御指摘いただきました「適性評価の面接のために発生するコスト」についてですが、適性評価実施担当者は、評価対象者と通信の方法による面接を行う場合において、その手段は行政機関側で用意するものであり、適合事業者様に専用の回線を御用意していただく必要はないものと考えております。また、仮に適合事業者様の側で専用の回線を御用意いただくなどの場合であっても、新たに締結される契約においては、当該専用回線の設置のために生じるコストも計上していただいた上で契約金額が確定するものと考えておりますので、通信の方法による面接を実施することに伴い、個別の適合事業者様に負担が生じるようなことはない運用を行っていくことを考えております。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
			<p>なお、通信の方法に限らず、面接を行う際には周囲に第三者がいない環境が求められますので、この点につきましては、これまでどおり御配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>3 最後に、「電話ではなく面接だと適性評価を受けていることが周囲に分かり、その後、適性評価の結果も分かってしまうのではないかと躊躇するおそれ」があるとの御懸念ですが、そもそも評価対象者が適性評価を受けることについて同意するか否かは評価対象者の自由意思に委ねられておりますので、これを強制することはありません。また、通信の方法をとる場合であっても、適性評価を受けていることが周囲に分からないように工夫することは可能ですし、適性評価の結果が本人以外に知られないように配慮するのは当然です。その上で、適合事業者の従業者の皆様には、仮に評価対象者に選定された場合には、このような法制度を十分御理解いただいた上で、適性評価を受けることについて御判断いただくことになります。</p> <p>いずれにいたしましても、特定秘密保護法第22条第1項の規定に基づき、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがないよう運用してまいります。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	IV 6 (1) IV 8 (5)	<p>1 精神的安定性の評価は、排除の根拠ではなく、支援と適正配置のための判断材料として位置付けられるべきである。</p> <p>2 制度運用においては、同意拒否が即不信や不利益と結びつかないよう、評価者や組織内での理解促進と、丁寧な説明責任への履行が求められる。</p> <p>3 特定秘密の保護制度が真に機能するためには、漏えいに対する厳格な対応と、漏えいなどの防止策の実効性が不可欠である。</p>	<p>1 適性評価においては、特定秘密保護法第12条第2項に規定される7つの調査項目について調査することとされており、同項第5号において、「精神疾患に関する事項」についても調査することが規定されています。</p> <p>ただし、本調査の結果、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断されるわけではなく、必要な場合には専門医の所見を求めながら、精神疾患の具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、個別具体的に判断した上で、他の調査項目に関する調査結果とあわせて総合的に判断することとしています。</p> <p>2 評価対象者は、特定秘密保護法第14条第1項において、適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について苦情を申し出ることができるとされており、同条第3項では苦情を申し出たことを理由として、不利益な取扱いを受けないとされています。また、運用基準においては、適性評価の実施に同意しなかった評価対象者などからの苦情についても、苦情処理の手続きに準じて誠実に処理するものとしております。その上で、適性評価の実施に同意しなかった事実や適性評価の結果などを特定秘密の保護以外の目的のために利用することを禁じています。引き続き、本法の適切な運用を図ってまいります。</p> <p>3 特定秘密保護法では、同法第23条において、特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときなどに重い刑罰が科されることが規定されています。</p> <p>その上で、各行政機関においては、特定秘密の保護の徹底を図るための様々な措置を講じており、それらの実効性の向上に取り組んでまいります。</p>
6	V 6 (4)(5)	<p>1 「通報」制度だけでなく、省内の点検作業など、複合的な措置で特定秘密に関する違反行為を見逃さないようにしていただきたい。</p> <p>2 衆参情報監視審査会事務局の職員にも当該研修を受講できる機会を設けるなどすべきではないか。</p>	<p>1 御意見として承ります。各行政機関において特定秘密の取扱いの業務への検査等、業務の適正を確保するための種々の措置を講じてまいります。</p> <p>2 本運用基準に基づく行政機関の長による教育は、施行令第11条第1項第2号の規定に基づくものであり、その対象は行政機関の職員となっています。</p> <p>また、行政機関の長が立法府である衆参両院の情報監視審査会事務局の職員に対して研修を実施する法令上の根拠規定はありません。</p> <p>なお、衆参両院の情報監視審査会につきましては、国会法第102条の13の規定に基づき設置されているものであり、同審査会事務局において、その職員に対する保全教育など必要な措置が講じられているものと承知しております。</p>

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	—	<p>1 内閣から完全に独立した第三者監視委員会をつくる。</p> <p>2 機密を3段階に分け、重い罰則は最上級だけにする。</p> <p>3 公益通報と正当な報道、取材は明確に処罰しないと明記する。</p>	<p>1 内閣府には、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除について、「独立した公正な立場」において検証・監察するための機関として、内閣府独立公文書管理監が設置されています。</p> <p>また、衆参両院には、国会法第102条の13の規定に基づき、情報監視審査会が設置されており、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視しています。</p> <p>2 「機密」の意味するところが分かりかねますが、例えば、特定秘密保護法では、特定秘密を漏えいした場合に10年以下の拘禁刑などの刑罰が定められており、重要経済安保情報保護活用法では、重要経済安保情報を漏えいした場合に5年以下の拘禁刑などの刑罰が定められています。</p> <p>また、国家公務員法第100条により、職員は職務上知り得た秘密を漏えいしてはならないとされており、同法第109条において1年以下の拘禁刑などの刑罰が定められています。</p> <p>このように、秘密の取扱いに関しても、法律により罰則に差が設けられているところです。</p> <p>3 運用基準V4(1)では、特定秘密を取り扱う者が、万が一不適切な指定等が行われていると考える場合に、それを通報できる仕組みとして、各行政機関及び内閣府独立公文書管理監に通報窓口を設置し、通報を受け付け、適切に処理することを定めています。なお、運用基準V4(3)においては、通報したことを理由とする通報者への不利益な取扱いの禁止など、通報者の保護についても定めています。</p> <p>また、特定秘密保護法第22条第2項では、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」と規定しております。通常取材行為は、刑法第35条の「正当な業務による行為」に該当し、処罰対象とはなりません。</p>